

稗貫川漁業協同組合内共第24号

第五種共同漁業権遊漁規則

沿革 令和 5 年 9 月 / 日
(令和5年9月1日)以降

(目的)

第1条 この規則は、この組合が有する内共第24号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合又は組合の委託を受けた指定販売所等または組合が指定するオンラインシステムに第6条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所は、毎年新聞又は掲示等により公表するものとする。

(遊漁の方法及び期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の区域内及びエ欄の期間中でなければならない。

ア魚種	イ遊漁の方法	ウ区域	エ期間
あゆ	竿(友釣り)	免許区域	7月1日以降組合が定めて公示するから11月30日まで
やまめ	竿(餌釣・疑餌釣)	免許区域	3月1日から9月30日まで
うぐい	竿(餌釣・疑餌釣)	免許区域	1月1日から12月31日まで
いわな	竿(餌釣・疑餌釣)	免許区域	3月1日から9月30日まで
うなぎ	竿(餌釣)	免許区域	4月1日から8月31日まで
さくらます	竿(餌釣・疑餌釣)	免許区域	3月1日から6月30日まで
かじか	竿(餌釣)	免許区域	6月1日から9月30日まで
こい	竿(餌釣・疑餌釣)	免許区域	1月1日から12月31日まで

2 免許区域内のルアー釣りの場合、シングルフックのみ使用できる。

3 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、前項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては当該制限の内容を新聞又は掲示等により公表するものとする。

(禁止区域及び釣具の制限区域)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
花巻市大迫町内川目地内の早池峰ダム堤体の上流250メートルの地点から同堤体の下流130メートルの地点までの間の380メートルの区域	1月1日から12月31日まで

2 ルア－禁止区域

区 域	期 間
花巻市大迫町内川目地内の早池峰ダム堤体から上流の折壁川と名目入川合流点まで及び上流の久出内川と稗貫川の合流点までの間の区域	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ(ひかり含む)	13センチメートル
いわな	13センチメートル
うなぎ	30センチメートル
うぐい	10センチメートル
こ い	10センチメートル
かじか	5センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 第2条に定める遊漁料の額は次のとおりとする。

区分	魚種	漁具・漁法	遊 漁 料	
			年 券	日 釣 り 券
全魚種	あゆ	竿(友釣り)	14,000	1,700
	サクラマス	竿(餌釣り・疑餌釣り)	14,000	1,700
雑魚種	やまめ、いわな	竿(餌釣り・疑餌釣り)	10,000	1,400
	うぐい、こい、	竿(餌釣り・疑餌釣り)	10,000	1,400
	うなぎ、かじか	竿(餌釣り)	10,000	1,400

2 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、日釣り券と同額を加算した金額とする。(日釣り券の額×2倍)

3 稗貫川では、一般遊漁者はアユルア-を使用する鮎釣りはできない。

(特設釣場及びつかみどり漁場)

第7条 前条の規定にかかわらず、組合が濃密放流して開設する第3条第1項の表のア欄の魚種の特設釣場及びつかみどり漁場において遊漁しようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。

2 第3条第1項の表のイ欄の水生動物を対象に同表のウ欄の区域に組合が濃密放流して開設する特設釣場において遊漁しようとする者は、別に定める料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条及び第6条に定める遊漁料の納付を受けたときは、別記の様式第1号による遊漁承認証(以下「承認証」という。)を交付するものとする。ただし、遊漁者が指定販売所等又はオンラインシステムで遊漁料を納付する場合は、これらの管理者が様式第1号で承認する内容を記載する書面または表示する画面をもって、組合が交付する承認証とみなすものとする。

2 承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 漁場区域内において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を岩手県内水面漁業協同組合連合会に納付しなければならない。

水産動物	漁具・漁法	遊 漁 料	稗貫川単協適正遊漁料範囲	遊漁料
全魚種	竿釣り	22,400円⇒24,000円	鮎600kgやまめ400kg	22,000円
雑魚種	竿釣り	15,700円⇒17,000円	いわな10kg	16,000円

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

岩手県盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館5階岩手県内水面漁業協同組合連合会

3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持するとともに、別に交付する腕章をつけなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については第6条第2項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは承認証(オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、承認証を表示した画面)を提示しなければならない。ただし、オンラインシステムで承認証を提示できない場合は承認証を表示した画面を印刷して携帯しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、遊漁者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、稗貫川本・支流全区域及び通年において、川底を攪拌してはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示をおこなうことがある。

- 2 漁場監視員は、様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子をかぶるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後はその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはおこなわないものとする。

第13条 稗貫川で共通遊漁承認証と稗貫川漁協発行の日釣り券で遊漁する場合の特別事項

- 1 稗貫川でサクラマスの遊漁をする場合は、全魚種共通遊漁承認証の所持者、若しくは稗貫川漁協の全魚種日釣り券でしか遊漁できない。
- 2 稗貫川ですべての魚種の遊漁をする場合の釣り針はシングルフックのみとする。

附 則

- 1 稗貫川では、県内共通遊漁承認証と同じく肢体不自由者と高齢者の優遇措置は定めない。ただし、中学生以下の者は川に親しむ遊びと、釣りを結び付ける為と、将来の釣り人を育成する為に無料とする。



様式第1号 遊漁承認証

表

裏

NO 遊漁承認証 下記のとおり承認します 記		※注意事項 1 サクラマス の 遊漁は全魚種 の 年券又は日釣り券となります。 2 遊漁の際のフックはシングルフックしか使用できません。 3 早池峰ダム区域内は周年ルアー禁止です。 ※当組合が行っている増殖事業 1 あゆ、やまめ、いわな、サクラマス の 稚魚放流 2 産卵場の造成 ※当組合が行っている漁場管理 1 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、増殖事業及び漁場環境維持のための一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。
遊漁者	(住所) (氏名) (年齢)	
承認期間 魚種 漁具漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 稗貫川漁業協同組合 印		

様式第2号 県内共通遊漁承認証

NO 年 県内共通遊漁承認証

写 真	遊漁者	1 有効期限
	団体名	自 年 月 日
	住 所	至 年 月 日
	氏 名	2 魚 種
	年 齢	3 遊 漁 料
		4 交付年月日
岩手県内水面漁業協同組合連合会 印 電話		

注 制限及び条件として次の事項を明示すること。

- 1 入漁できる漁業漁場
 - 2 各々の漁業権漁場で定める遊漁規則遵守に関すること
 - 3 この承認証では、特設漁場、特設釣場及びつかみどり漁場での遊漁はできないこと
- ただし、別途これら制限及び条件を記載した書面を交付し、これに従わなければならない旨を記載することをもって代えることができる。

様式第2号 県内共通遊漁承認証

NO 年 県内共通遊漁承認証

写 真	遊漁者	1 有効期限			
	団体名	自	年	月	日
	住 所	至	年	月	日
	氏 名	2 魚 種			
	年 齢	3 遊 漁 料			
4 交付年月日					
岩手県内水面漁業協同組合連合会 印 電話					

注 制限及び条件として次の事項を明示すること。

- 1 入漁できる漁業漁場
 - 2 各々の漁業権漁場で定める遊漁規則遵守に関すること
 - 3 この承認証では、特設漁場、特設釣場及びつかみどり漁場での遊漁はできないこと
- ただし、別途これら制限及び条件を記載した書面を交付し、これに従わなければならない旨を記載することをもって代えることができる。